

## 平成14年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成14年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成14年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 事業費	2,226,065千円	45,488千円	2,271,553千円
第1項 営業費用	2,040,857千円	45,488千円	2,086,345千円

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	650,010千円	△3,304千円	646,706千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成15年度	千円 48,423
庁舎等管理業務	平成15年度	77,688
情報処理関連業務	平成15年度	3,245
事務機器等賃借	平成15年度から 平成18年度まで	384

## 平成14年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成14年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成14年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 事業費	1,547,529千円	△2,820千円	1,544,709千円
第1項 営業費用	1,085,594千円	△2,820千円	1,082,774千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	72,825千円	△2,820千円	70,005千円

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成15年度	千円 12,940
庁舎等管理業務	平成15年度	127,211
情報処理関連業務	平成15年度	54

## 平成14年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成14年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成15年度	千円 47,503
事務機器等賃借	平成15年度	138

**熊本県告示第227号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発生年月日	発生場所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成15年2月25日	菊池郡菊陽町	2戸2頭	乳用牛

**熊本県告示第228号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
たまきな荘デイサービスセンター 玉名市玉名2194番地	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名2194番地 前田 利為	平成15年 2月28日	43000100036127	身体障害者 デイサービス
たまきな荘短期入所事業所 玉名市玉名2194番地	社会福祉法人 玉医会 玉名市玉名2194番地 前田 利為	平成15年 2月28日	43000100035137	身体障害者 短期入所

**熊本県告示第229号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
さくら学園障害児短期入所事業所 鹿本郡鹿央町大字合里1033番地1	社会福祉法人 千草会 鹿本郡鹿央町大字合里1033番地1 東瀬 偉一	平成15年 2月28日	43000300020137	児童短期入所
星光園短期入所事業所 本渡市本渡町大字本戸馬場390番地	社会福祉法人 北斗会 本渡市本渡町大字本戸馬場3143番地 金澤 典子	平成15年 2月28日	43000300019139	児童短期入所

**熊本県告示第230号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成15年3月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子